

県立高等学校における障害のある人もない人も共に学ぶ  
新たな仕組みづくりの取組について

県立学校教育課

共生社会の形成及びインクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある生徒と障害のない生徒がともに学ぶ仕組みと、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障するための調査研究を行うため、知的障害の程度が中度・重度である生徒を対象に県立高等学校に「学びの教室（仮称）」を設置（モデル校を指定）することについて報告する。

## 1 概要

### ○県立高等学校に「学びの教室（仮称）」を設置する。

#### （1）出願資格等

- ① 知的障害の程度が、中度・重度（学校教育法施行令第22条の3）に該当する者
- ② 中学校又は特別支援学校の中学部及び義務教育学校を卒業もしくは見込みの者
- ③ 自主的な通学が可能であり、「学びの教室（仮称）」での教育を希望する者

（2）募集定員：3名程度（出願前に志願前相談を行い、療育手帳等を確認した上で定員を定める。）

（3）入学決定については、出願資格に基づいた選考とする。

（4）入学許可となった者は、県立特別支援学校籍とする。

（5）「学びの教室（仮称）」における教育のあり方について

- ① 教育課程は特別の教育課程を編成し、障害のある生徒とない生徒が共に学ぶことを追求するとともに、障害のある生徒の一人一人の学びを保障する。
- ② 「連携学級」（設置高校の学級）においては、障害のある生徒とない生徒が、授業やホームルーム活動や学校行事等、活動を共にする機会をできるだけ多く設定し、障害理解をはじめ互いに尊重し合う等の教育の場とする。
- ③ 特別支援教育の専門性が高い教員を配置し、障害の状態に応じ、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、障害の状態に応じた教育の充実を図る。

\* 高等学校において、知的障害の程度が中度・重度の生徒と障害のない生徒ができるだけ同じ場で共に学びながら、それぞれの子どもが学習活動に参

加している実感・達成感を持ち、生きる力を身につけることを推進する。

## 2 経緯及び必要性

共生社会の形成及びインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県では高等学校への高等支援学校併設や小学校への特別支援学校分教室の設置などに取り組んできた。しかしながら、「障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」等から高等学校において知的障害の程度が中度・重度の生徒に障害のない生徒と共に学ぶ機会が提供できるよう早急な体制整備が求められている。

このような経緯を踏まえ、本県独自の高等学校における新たな仕組みを構築するため、「学びの教室（仮称）」を設置する必要がある。

## 3 資料

（1）沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例一部抜粋）

第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。

（2）新たな仕組み（ポンチ絵）：別添

（3）共生社会の形成に向けて（文部科学省資料抜粋）：別添

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ①「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ②障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ③共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ③インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ①特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の○1から○3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
- 1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
  - 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
  - 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

②基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

## Ⅷ.卒業

3年間で〇〇高校「学びの教室(仮称)」で過ごし、その**教育課程を修了したことをもって「卒業」とする。**



(卒業証書授与式：設置校)  
(「学びの教室(仮称)」の修了証授与を検討)

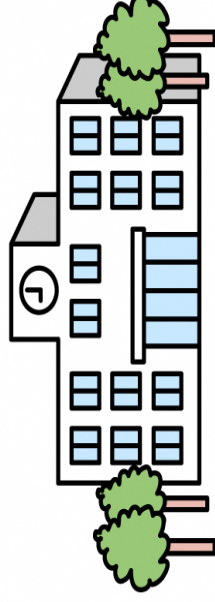
## I.コンセプト

障害のある生徒も  
ない生徒も  
共に学ぶ仕組み

## Ⅱ.育てたい力

共に学ぶ仕組みの中で、  
**お互いを尊重し、**  
共に支え合う姿勢を育む。

(障害のある生徒もない生徒も  
**双方に「学び」が期待できる**)



沖縄県立高等学校

「学びの教室(仮称)」(構想)

～特別支援の教育課程で学びを保障～

## Ⅵ.評価

◎ 特別支援学校の教育課程に準じ、  
個別の教育支援計画に基づいて、  
教室担当教諭が評価する。

## Ⅵ.教育課程

- ① 特別支援学校の柔軟な教育課程で学びを保障する。
- ② 可能な範囲で設置校の授業を一緒にの空間で受けられるよう、研究する。

## V.学校生活

- ① 制服は設置校と一緒に。
- ② 特別活動等と一緒に。
- ③ 学校行事(入学式・卒業式等)と一緒に。



## Ⅲ.入試

- ① 県立〇〇高校「学びの教室(仮称)」で募集(**県立高等学校入学者選抜とは別枠の募集となる。**)
- ② 知的障害の程度が中度・重度の生徒で、高校での学びを希望する生徒が対象
- ③ 担当教諭(担任)を「教室」に配属

## Ⅳ.所属学級

- ① 「学びの教室(仮称)」に所属する。
- ② 連携学級(設置高校の学級)に通う。  
(**特別支援教育のスキルを持つ教諭**)